

## 那覇市上下水道局業務委託契約約款（調査等）

（総 則）

第1条 受注者は、別冊の仕様書（図面及び現場説明書を含む。以下同じ。）に基づき、頭書の期間内に、頭書の業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないものについて疑義があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（工程表）

第2条 受注者は契約締結後発注者の指定した期間内に、仕様書に基づき工程表を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（報告義務）

第4条 発注者は、この契約の成果の一部を必要としたときは、受注者に対して、その資料の提出を求めることができる。

（再委託の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、書面による発注者の承認を得た場合にはこの限りでない。

（監督員）

第6条 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその指名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

（主任技術者）

第6条の2 受注者は、業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。主任技術者を変更したときも同様とする。

（業務内容の変更等）

第7条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（履行期間の延長）

第8条 受注者は、その責によらない理由により、期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付けて期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（損害のために必要を生じた経費）

第9条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第10条 受注者は、業務を完了したときは遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第 11 条 受注者は、前条第 4 項の規定による引渡しを完了したときは、書面をもって委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第 12 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払を請求することができる。

2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合には、受注者は、その増額後の委託料の 10 分の 3 から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合には、受領済みの前払金額が減額後の委託料の 10 分の 3 を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。

6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 13 条 委託料について前条第 4 項の増額若しくは第 5 項の減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により委託期間を延長し、若しくは短縮した場合には、受注者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

(前払金の使用等)

第 14 条 受注者は、前払金を委託業務に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第 15 条 受注者は、当該業務の完成前に、業務の出来形部分に相応する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。この場合において、当該請負代金相当額が契約金額の 10 分の 3 を超えない場合においては、請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求にかかる業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の委託料相当額

$$\times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{委託料}} \right)$$

4 受注者は、第 2 項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度、部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 3 項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額からすでに部分払の対象となった委

託料相当額を控除した額」とする。

(履行遅滞における延滞金)

第 16 条 受注者の責に帰する理由により、期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、遅延部分に相当する代価につき遅延日数に応じ支払遅延防止法の率で計算した額とする。

(発注者の解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、契約を解除されたときは、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに納入しなければならない。

(受注者の解除権)

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第 7 条第 1 項の規定により内容を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の 2 分の 1 以上に達したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。

2 前項により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(解除による前払金の返還)

第 19 条 第 17 条又は前条の規定により契約を解除した場合において、第 12 条及び第 13 条の規定に基づく前払金の請求があったときは、受注者は、その前払金額に利息を付けて返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。

2 前項の利息の額は、前払金支払の日から返還の日まで支払遅延防止法の率で計算した額とする。

(かし担保)

第 20 条 発注者は、第 10 条第 4 項の引渡しの日から 2 年間、受注者に対して目的物のかしの補正を請求することができるものとする。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は 5 年とする。

2 発注者は、前項のかしの補正にかえ損害賠償の請求をすることができる。

(違約金等の徴収)

第 21 条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定した日から、委託料支払の日までの日数につき、支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 22 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(あっせん)

第 23 条 この契約の条項中、発注者と受注者とが協議を要するものについて、協議が整わない場合、その他この契約に定める事項について発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者との協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。